

## 信濃川水門の一部閉門に伴う 水門付近の水上通航に注意！

8月8日に新潟市水道局の要請を受け、塩水遡上を抑制するため、信濃川水門の2ゲートを閉鎖しました。

船舶は中央のゲートから通航できますが、普段より水位が高い場合や流速が速い場合がありますので、十分注意してください。

これにより通航が困難と判断された場合は、左岸関屋側の閘門を利用してください。閘門の水路内は狭く、通航には約20分程度を要しますので、ご注意ください。

なお、新潟まつりが開催される11日(土)8:00～12日(日)24:00の間は、閘門に安全監視員を配置します。混み合う場合がありますので指示に従い、安全な通航へのご協力を御願います。

\* 定期運航船を優先的に通過させますのでご理解ください。

閘門ゲート



信濃川水門(上流から望む)

同時配布先

新潟県政記者クラブ 新潟政記者クラブ  
新潟市政記者クラブ 新市政記者クラブ  
三条市記者室

お問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局  
信濃川下流河川事務所  
副所長(技術) 内藤 和久  
管理課長 早川 正浩  
電話：(025)266-7131 (代)

お問い合わせ先

新潟市水道局  
浄水課長 鈴木 健吾  
電話：(025)232-7354  
(025)232-7358

## 信濃川下流域における通航方法について

信濃川水門付近は、以下の船舶通航ルールが、平成22年3月から定められています。

制限・禁止事項	標識	具体的な内容
速度制限 (徐行・減速)		操縦性が失われない程度に速度を減速すること。
非動力船の 通航制限		手こぎボートやカヌー、ウインドサーフィンなどの非動力船が蛇行するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めること。
急発進・急加速・ 急回転の禁止		水上オートバイやモーターボートなどの動力船が急発進、急加速、急回転するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めること。
追い越し禁止		船舶等の追い越しを禁止すること。
回転禁止		船舶等の回転を禁止すること。
すれ違い禁止		船舶等のすれ違いを禁止すること。
船幅の制限		船幅は7メートル以下とすること。



信濃川(信濃川水門、新潟市中央区関南町)

8月2日夕方から6日朝までと同様に、中央のゲート(幅30m)は、全開にしておきますので、船の通航については、中央のゲートを使用してください。通航にあたっては、**航路も狭く、流れも速くなるので、ゲートを通過する際は、上下流の船の有無を確認して、追い越しやすれ違いなどせず、安全には十分注意を払いながら徐行して通航してください。**